

買取型／F50

申込内容に関する確認書 兼 申出書

令和 年 月 日

株式会社クレディセゾン 御中

お 申 込 人 氏名(自署)
連 帯 債 務 予 定 者 氏名(自署)

1. 契約に関する説明事項

- 私(お申込人および連帯債務予定者をいう。以下同じ。)は、以下について、住宅ローン(クレディセゾンのフラット50、フラット35PLUS、フラット35つなぎローンをいう。以下同じ。)の借入申込時に株式会社クレディセゾン(以下「貴社」という。)から説明を受け、了承しました。
- 申込書に記入した融資希望額・返済期間・対象物件についての申し込みであること。
 - クレディセゾンのフラット50を利用して返済期間を長くすることにより、同じ金額をクレディセゾンのフラット35で借り入れた場合と比べて、毎月返済額が少なくなる一方で、総返済額や一定期間経過後の借入残高は多くなること。
 - クレディセゾンのフラット50の融資率の上限は住宅建設費または住宅購入費(【フラット35(リフォーム一体タイプ)】の適用がある場合はリフォーム工費を含む)の9割であること。
 - クレディセゾンのフラット50は、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されること。なお、返済が終了するまでの間に、脱退年齢(満80歳)に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団信の加入者が満75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、または保障内容に異動が生じた場合でも融資金利は変更されないこと。
 - クレディセゾンのフラット50は、フラット35S等の金利引下げメニューがあり、それぞれの金利引下げメニューごとに技術基準等の適用要件、金利引下げ期間および金利引下げ幅が異なること。また、複数の金利引下げメニューを利用する場合は、組み合わせてによって適用される金利引下げ期間および金利引下げ幅が異なること。
 - 融資金利については、借入申込時の金利が適用されるのではなく、金銭消費貸借契約時(資金交付時)の金利が適用されること。
 - クレディセゾンのフラット50の団体信用生命保険には、「新機構団信(一般)」、「新機構団信(デュエット(ペア連生団信))」および「新3大疾病付機構団信」があり、そのいずれかを選択し、加入できること。また、加入後の変更はできないこと。なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入できない場合は、死亡・身体障害状態等、私に万が一のことがあっても団体信用生命保険の保障を受けることはできないこと。
 - 原則として、融資対象住宅について、利用する金利引下げメニューに応じた技術基準等に基づく物件検査を受け、適合証明書を貴社に提出すること。なお、物件検査費用は自己負担となり、適合証明機関により異なること。
 - クレディセゾンのフラット50は、長期優良住宅建築等計画または長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた住宅が対象となること。
 - クレディセゾンのフラット50は、資金交付と同時に住宅金融支援機構(以下「機構」という。)に住宅ローン債権が譲渡され、機構は譲り受けた住宅ローン債権を信託会社等に信託することができること。
 - クレディセゾンのフラット50は、住宅ローン債権を機構に譲渡した後も、融資金利、返済期間等の融資条件、元金金のご返済、各種届出、返済相談等の手続を行う金融機関は変わらないこと。
 - クレディセゾンのフラット50の元金金の返済、返済期間中の管理業務は機構からの委託により、貴社が行うこと。
 - クレディセゾンのフラット50の融資金を繰り上げて返済するときは、返済する日の1ヵ月前までに貴社に申し出ること。また、融資金の一部を繰り上げて返済するときは、繰り上げて返済する額(元金)は100万円以上で、繰り上げて返済する日は毎月の返済日となること。なお、機構が提供する「住・My Note」(ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス)で一部繰上返済の申込みを行う場合は、返済できる金額は10万円以上であること。
 - 融資対象住宅の譲渡と併せて当該融資対象住宅を取得する第三者にクレディセゾンのフラット50の債務を承継することができること。ただし、当該債務の承継について機構における審査が必要であり、審査の結果によっては、当該債務の承継を行うことができない場合があること。
 - この住宅ローンは、私本人または親族が住む住宅の建設、購入または借換えの資金として利用するものであり、投資用物件(第三者に賃貸する目的の物件等)の取得資金としては利用できないこと。投資用物件の取得資金として利用した場合は、融資金全額を一括で返済することになるので十分に注意すること。セカンドハウス取得の場合は、私本人がセカンドハウスとして使用している住宅の建設、購入または借換えの資金として利用するものであり、投資用物件(第三者に賃貸する目的の物件等)の取得資金としては利用できないこと。また、借入後いかなる事情があっても、融資対象住宅を自ら使用せずに第三者に使用させることはできないこと。融資対象住宅を自ら使用せずに第三者に使用させていることが判明した場合は、融資金全額を一括で返済することになるので十分に注意すること。なお、返済中に、私本人が実際にセカンドハウスとして使用していることを書面、電話、現地調査等の方法により確認される場合があり、この確認においては私本人がセカンドハウスとして使用していることを証する書面の提出を求められる場合があること。
 - この住宅ローンの融資額は融資の対象となる所要資金額の9割が上限であり、所要資金額および融資額は私が必ず確認すること。また、所要資金額または融資額に関する貴社への提出書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく申し出る必要があること。万一、借入申込書の内容または貴社への提出書類の内容に虚偽があった場合は、融資金全額を一括で返済することになるので十分に注意すること。
 - 借入申込時において、貴社に対して虚偽の事実を報告する等の不適正な方法により借入れを行った場合または機構の承諾を得ないで融資対象住宅を住宅以外の用途に使用した場合において、フラット35S等の金利引下げの適用を受けたときは、その金利引下げによる機構の損失の額または機構が得ることができなかった額を機構の損害とみなし、その損害の補償として、それらの額を請求されることとなるので十分に注意すること。
 - この住宅ローンを外国籍の方が申し込む場合は、通常の申込要件に加えて、「永住者」または「特別永住者」の資格が必要であること。万一、永住者または特別永住者の資格がなかったことが判明した場合は、融資金全額を一括で返済することになるので十分に注意すること。
 - 所要資金には機構が定める住宅の建設、購入または借換えに伴う諸費用を含む事が可能であり、必要書類を提出することで、クレディセゾンのフラット50およびフラット35つなぎローンの融資実行時に融資を受けることができること。
 - 金銭消費貸借契約証書の収入印紙、抵当権の設定、変更または抹消に要する費用等は私の自己負担となること。
 - 本審査終了後、審査要件(私の勤め先、勤務形態、資金計画、融資対象不動産等)に変更が生じた場合には再審査となり、希望に添えない結果となる可能性があること。
 - 貴社に提出した申込書類一式は、理由の如何にかかわらず却却できないこと。
 - 氏名等にシステム上で表示できない文字が含まれる場合、略字もしくはカタカナで表記される場合があること。

【ペアローンを申し込む場合について】

- 私は、ペアローンを申し込む場合において、以下について貴社から説明を受け、了承しました。
- ペアローンを申し込む場合は、審査にあり相互に情報が利用されること。また、ペアローン申し込みの相手方に私の審査結果等が通知されること。
 - ペアローンを利用する場合は、ペアローンの対象となる2つの融資についてそれぞれ借入申込みおよび金銭消費貸借契約の締結が必要であり、抵当権設定登記費用、印紙代等もそれぞれの融資において必要となること。
 - ペアローンを利用する場合は、2つの融資のうちいずれか一方について期限の利益を失ったときは、貸主から債務者に対する返済請求がなくても、他方の融資の債務の全部についても当然に期限の利益を失うこと。
 - ペアローンを利用する場合は、2つの融資のうちいずれか一方について、毎回の元金金の返済を怠ったときもしくは期限の利益を失ったときまたはペアローンの他方の融資の債務者もしくは抵当権設定者(※)から返済状況について提供の請求があったときは、当該他方の融資の債務者または抵当権設定者に対して延滞の事実等の返済状況等を通知すること。(※)「他方の融資の債務者または抵当権設定者」は、一方の融資の抵当権設定者となること。
 - 2つの申し込みとともにクレディセゾンのフラット50のペアローンを利用する場合は、2つを合わせた融資率は9割以下であること。またクレディセゾンのフラット50とペアローンのフラット35とのペアローンの場合は、9割超融資が可能となること。
 - ペアローンを利用する場合は、2つの融資は同一の金利引下げ内容となること。
 - ペアローンを利用する場合の団体信用生命保険には、「新機構団信(一般)」および「新3大疾病付機構団信」があり、2つの融資それぞれについてそのいずれかを選択し、加入できること。また、加入後の変更はできないこと。なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入できない場合は、死亡・身体障害状態等、私に万が一のことがあっても団体信用生命保険の保障を受けることはできないこと。ペアローンは「新機構団信(デュエット(ペア連生団信))」に加入できないこと。

2. 勤務先への在籍確認

貴社が在籍確認(※)のために私の勤務先(副業先含む)へ連絡する場合、以下のいずれかへ対応することを了承します。
また、在籍確認の時間帯は指定いたしません。

【お申込人】
☐ クレディセゾンの社名を名乗っても構いません。
☐ 社名は名乗らないでください。 ※この場合は個人名で電話をさせていただきます。

【連帯債務予定者】
☐ クレディセゾンの社名を名乗っても構いません。
☐ 社名は名乗らないでください。 ※この場合は個人名で電話をさせていただきます。

※在籍確認の際には、ご本人様と直接会話をさせていただきます。

3. フラット50 融資事務手数料タイプ確認

私は、「クレディセゾンのフラット50」に適用する融資事務手数料について、以下タイプの内容を確認のうえ、選択しました。

☐	定率タイプ	融資事務手数料は、融資金額に対し、所定の融資事務手数料率を乗じて算出します。 ※融資金利は、融資実行月の基準金利が適用されます。
〔ご案内事項〕		「フラット35PLUS」をご利用の場合は、別途「フラット35PLUS」の融資金額に定率タイプの 融資事務手数料率を乗じて算出した融資事務手数料が必要です。

4. フラット50団体信用生命保険加入について

私は、以下のフラット50団体信用生命保険加入種別および上乗せ金利を確認のうえ、選択しました。

- 加入種別を選択のうえ、希望する加入種別にレ点チェックを入れてください。
- 加入を希望しない場合には「加入不要(団信不加入)」にレ点チェックを入れてください。

		申込時年齢	上乗せ金利
新機構団信	☐	69歳以下	—
	☐	69歳以下	+0.18%
	☐	45歳以下 46歳以上55歳以下 56歳以上69歳以下	+0.15% +0.25% +0.60%
新3大疾病付機構団信	☐	50歳以下	+0.24%
	☐	50歳以下	+0.35%
加入不要(団信不加入)		☐	—

※ 融資金利は、融資実行月の「フラット50(買取型)」の融資金利に加入種別ごとに上乗せしたものとします。

なお、加入不要(団信不加入)の場合の融資金利は、融資実行月の「フラット50(買取型)」の融資金利-0.20%となります。

5. フラット35PLUS団信の加入について

私は、以下のフラット35PLUS団体信用生命保険の加入種別および上乗せ金利を確認のうえ、選択しました。

- 加入種別を選択のうえ、希望する加入種別にレ点チェックを入れてください。
- 加入を希望しない場合には「加入不要(団信不加入)」にレ点チェックを入れてください。

		申込時年齢	上乗せ金利
フラット35PLUS 団体信用生命保険	☐	69歳以下	+0.30%
	☐	45歳以下	+0.45%
	☐	46歳以上55歳以下 56歳以上69歳以下	+0.55% +0.90%
加入不要(団信不加入)		☐	—

6. フラット35PLUS優遇金利適用条件のクレジットカード申込について

私は、貴社の指定するクレジットカードの申込により、フラット35PLUSの優遇金利が適用されることについて確認のうえ、選択しました。

・クレジットカード申込を希望する場合：申込を希望するクレジットカードにレ点チェックを入れてください。

※クレジットカードの申込は別途手続きが必要です。

・クレジットカード申込を希望しない場合：「申し込まない」にレ点チェックを入れてください。

申し込み	☐	セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス®・カード 年会費11,000円(税込)／初年度年会費無料、年1回(1円)以上のカードご利用で翌年度も無料
	☐	セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス®・カード 年会費22,000円(税込)
申し込まない	☐	クレジットカード申込がフラット35PLUS優遇金利適用条件の場合、優遇金利は適用されません

・クレジットカード申込を希望する場合は、下記のカード解約時についても確認のうえ、レ点チェックを入れてください。

クレジットカード解約時 ☐ フラット35PLUS適用金利見直しの際に、優遇金利が適用されません

7. 住宅ローンに関する手続き

私が、住宅ローンの申し込みから契約締結に至るまでに発生する、貴社に提出すべき一切の書類に関する取次業務ならびに申し込みに基づく貴社からの審査可否連絡の受領業務について、下記取扱不動産会社または建築請負会社に委託します。
※下記「会社名」は正式名称でご記入ください。 例) ●●株式会社”、〃有限会社■●等

会社名 :
所在地 :

☐ 委託しません。

以上